

# 自然観察指導員ボランティア活動保険制度のご案内

## 1. この制度の趣旨

NACS-J 自然観察指導員（以下、指導員という）が、野外で自然観察会・調査・研究などのボランティア活動を行う際、安全対策についてはすでに万全を期しておられる事と存じます。しかし、事故防止対策を講じたにもかかわらず、不幸にして偶然な事故が発生しないとも限りません。また、最近の権利意識の向上や賠償金額の高額化にともない、万一偶然な事故により参加者やその他の第三者の身体、または財物に損害を与えた場合には、多額の損害賠償金を負担しなければなりません。この「自然観察指導員ボランティア活動保険制度」は、このようなボランティア活動中の事故を救済し、安心して活動ができるよう、総合的に補償される設計がなされており、これを一括して採用し安全対策の一環とするものです。

## 2. この制度の概要

### (1) 補償される人

新規登録する指導員と継続登録している指導員。

### (2) 補償される期間

「NACS-J 自然観察指導員講習会」への出発日から、指導員登録を継続している期間（1年ごとの登録更新が有効な期間）まで。補償の継続には、自然観察指導員会員の会費（本誌 P1 参照）を毎年お支払いいただき、指導員の登録を維持していることが条件となります。

### (3) 補償される事故

指導員が、国内のボランティア活動中に参加者および他人の身体または財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合や指導員自身が急激かつ偶然な外来の事故によってケガをされたり、死亡されたような場合に補償されます。

## 3. 対象となるボランティア活動の内容(範囲)

### (1) 自然保護を目的として行う各種調査

### (2) 自然観察会

### (3) 自然教室

### (4) 研修会、講習会など

※ ただし、指導員が本来の職務、業務に従事している場合（労働災害が認定される場合など）や活動が有償の場合を除きます。なお、指導員同志の打ち合わせ会、事前調査（旅行を含む）、研修会または活動に従事するための場所と自宅との経路における往復途上も含まれます。

#### 4. この制度で支払われる保険金

##### (1) 損害賠償責任事故

次のいずれかに該当する事故について、指導員が法律上の損害賠償責任を負った場合

- ・ ボランティア活動中に発生した偶然な事由
- ・ ボランティア活動に伴って提供した財物に起因する偶然な事由
- ・ ボランティア活動の結果に起因する偶然な事由

保険金（てん補限度額）

対人・対物  
共通

1 事故 3 億円限度  
(免責金額 な し)

上記の金額を限度として

- 被害者に支払うべき損害賠償  
(治療費、入院費、通院交通費、付添看護費、慰謝料、物の修理代など)
- 損害防止軽減の為に必要な応急手当、護送等の費用
- 訴訟になったときの争訟費用、弁護士費用などが支払われます。

##### (2) 傷害事故

ボランティア活動中の指導員が急激かつ偶然な外来の事故で、ケガをされたり死亡されたような場合

※観察会参加者は対象となっておりませんのでご注意ください。参加者の方へは別途傷害保険への加入が必要です。

保険金額（1名につき）

死亡保険金	500 万円
後遺障害保険金	500 万円～20 万円
入院保険金	日額 3,500 円
通院保険金	日額 2,000 円

\* 食中毒危険補償特約付

#### 5. この制度で対象とならない主な事故

(損害賠償責任事故・傷害事故 共通)

- 指導員の故意による場合
- 戦争、変乱、暴動、労働争議、政治的または社会的騒じょうによる場合
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- 日本国外における事故、指導員の自宅内（敷地を含む）における事故の場合  
(前記のほか損害賠償責任事故の場合)

- 指導員が3.の活動中の使用人の身体の障害について負担する賠償責任
- 指導員が所有・使用もしくは管理する航空機・自動車または銃器に起因して負担する賠償責任

(前記のほか傷害事故の場合)

- 自殺行為、犯罪行為、闘争行為による場合
- 脳疾患、疾病、心神喪失による場合
- 他覚症状のない頸部症候群（いわゆるムチウチ症）または腰痛
- ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用する山岳登山（高度制限はなし）、スキューバダイビング（スノーケリングは除く）など、その他これらに類する危険な運動
- 海難・山岳救助ボランティア活動、野焼き・山焼きを行うボランティア活動、チェーンソーを使用する森林ボランティア活動、銃器を使用する害獣駆除ボランティア活動
- 職業または職務に従事している間

## 6. 加入費

指導員 1名につき 年額 300円

NACS-Jが負担いたしますので、各個人でのお支払いや手続き等は不要です。

## 7. 万一事故が発生した場合

- (1) 株式会社ジェイアイシー（担当：長井）まで事故の概要（事故の日時、場所、原因、状況、被害者の氏名・指導員登録番号・年齢・住所など）をお早めにご連絡ください。
- (2) 保険金請求の手続きにつきましては事故速報をいただいた時点で係がくわしく説明いたします。

## 8. 引受保険会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

### <保険についてのお問合せ先>

「自然観察指導員の保険の件で」とお伝えください。

代理店 株式会社ジェイアイシー 担当：長井 貴司

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 3-2-11 新宿三井ビル 2号館 2F

Tel 03-5321-3373

Mail nagai@jicgroup.co.jp

# こんな時に保険が使えます。

## ==== NACS-J自然観察指導員災害保障保険制度 ====

### ● 指導員Aさんの例

200X年8月X日 午前9時頃  
自然観察会に向かう途中、リュックサックを開けようとする  
と、15mmくらいのカバキコマチグモに咬まれて痛みが出る。  
内科、外科クリニックにて治療。

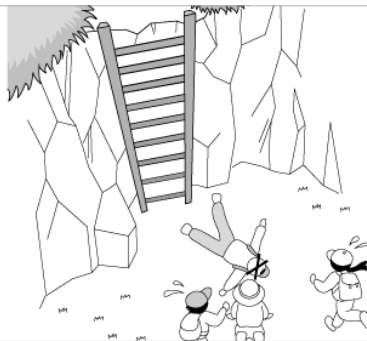
支払われた保険金 ¥8,000



### ● 指導員Bさんの例

200X年8月X日 午後2時30分頃  
自然観察会を終え、登山道の木製ハシゴ階段を降りる時、  
左足を滑らせ3mほど下の登山道へ落下。背中、腰、頭部を  
強打。約20分間は寝そべったまま動くことができなかった。  
左大腿部打撲、頭部打撲。整形外科へ通院。

支払われた保険金 ¥104,000



### ● 指導員Cさんの例

200X年7月X日 午前8時50分頃  
自然観察会の下見へ車で向かう途中、小雨でブレーキが  
甘く、スリップして停止していた車に追突。  
頸椎捻挫、胸骨打撲、右肺部打撲。整形外科、外科へ通院。

支払われた保険金 ¥30,000



●観察会のリーダーや講師を依頼された場合・・・  
行政や企業などの団体が観察会を主催・企画をして、観察会のリーダーや講師として自然観察指導員が派遣依頼を受けることが増えました。その際に、材料費等の経費の他に謝金や報酬を受ける場合は、この保険制度が適用になりません。主催団体に打合せ段階で、指導員の傷害保険の負担や損害賠償の責任の所在などをよく確認しておきましょう。